HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道大学法学会記事
Citation	北大法学論集, 66(5), 155-159
Issue Date	2016-01-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/60597
Type	other
File Information	lawreview_vol66no5_11.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

雑　報

北海道大学法学会記事

○二〇一五年九月二八日（月）　午後二時より

第一報告「私たちのものが欲しい（We Want What's Ours）：尊厳収用とその回復（Dignity Taking and Dignity Restoration）――南アフリカの土地回復請求の事例から」

報告者　B・アツアヘネ教授（シカゴ・ケント・ロースクール）

＊参考文献：Bernadette Atuahene, We Want What's Ours (Oxford U.P., 2014)

第二報告「補償と修復的正義（Reparations and Restorative Justice Repairing the Broken Pieces）――社会的支配の問題（The Problem of Social Dominance）」

報告者　C・ウォーターハウス教授（インディアナ大学ロースクール）

＊参考文献：Carlton Waterhouse, The Good, The Bad, and The Ugly: Moral agency and The Role of Victims in Reparations Programs, 31 U. PA. J. INT'L. L. 257 (2009); do., Total Recall: Restoring the Public Memory of Enslaved African-Americans and the American System of Slavery through Rectificatory Justice and Reparations, 14 J.GENDER RACE & JUST. 703 (2011)

出席者　一五名

一．トップコラボ研究会の第三弾で、報告者は、新進気鋭の補償法学研究者を招聘してのもので、アツアヘネ教授は、南アフリカのポスト・アパルトヘイト補償について、地元住民から一五〇もの実証的聞き取りを基とする著作を近時刊行しているが（参考文献参照）、特にそこで展開される『尊厳収用（dignity taking）』及び『尊厳回復（dignity restoration）』の概念は、近時アメリカ法学で注目を浴びている。その汎用性は高く、二〇一五年度のアメリカ「法と社会」年次大会では、終日かけて、世界各国の補償専門家が集って、様々な具体的問題を持ち寄って彼女の枠組みについて、議論された。彼女は、その理論がまさしく妥当するアイヌ問題についても熱いまなざしを注い

でいる。

　他方でウォーターハウス教授は、補償問題を原理的に分析しようとする理論派であり、対象としては、奴隷補償の問題を最大課題としているが、国際的関心も広く、ポスト・アパルトヘイト問題以外に、アルゼンチンなど南アメリカ諸国の補償及び慰安婦問題も扱っており、東アジア問題にも関心は高い。当日の研究会には、新たなペーパーを用意して臨まれ、そこでは、社会心理学の領域で出された『社会的支配の理論』を応用して、補償問題の状況を説明しようとする野心的な取り組みの報告を展開された。＊なおそのペーパーについては、別途翻訳を予定しており、近刊の本誌に掲載する予定である。



二．まず、アツアヘネ報告では、『尊厳的収用』とは、南アフリカでアパルトヘイト期になされた黒人居住の排除問題で典型的に現れるような、そこには単なる財産問題のみならず、（居住者の夢・願望・希望を奪うような）人格無視・非人間化を伴う所有権奪取であり、その『尊厳回復』には経済的塡補では汲み取れない救済方法が求められる（例えばそれは、コミュニティの回復や能力回復である）。同国では、一九九〇年代半ば前には、人口の一〇％未満の白人が国土の八七％を所有するという状況だったのである。



　これに対して、ポスト・アパルトヘイト期の土地回復は、「土地再分配」（land redistribution）、「土地賃貸借改革」（land tenure reform）（賃借人から所有者への格上げ）、「土地回復」（land restitution）というやり方によりなされ（それぞれ、南アフリカ憲法二五条五項、六項、七項による）、当初は裁判所によったが、これでは対処できないことがわかり、一九九八年からは委員会方式によることになった（それでも、被害三一〇万件の内、八万件しか請求されていない）。その実証的考察からわかることとして、補償プロセスの重要性ということ

であり（そのプロセスとは、①「請求」（lodgment）、②「請求の有効性確認」（validation）、③「請求者・遺族の資格確認」（verification）、④「交渉（金銭賠償か土地回復か、その他の救済方法かの選択）」（negotiation）、⑤「救済の中身（賠償額など）の決定」（valuation）という流れである）、また《関係当事者間の交流の重要性》（それは、関係当事者の参加、尊重、コミュニティとのつながり、迅速な解決、帰結の望ましさなどからもたらされる）ということであった。しかし土地回復救済は重要だが、全体の八割は、損害賠償によっており、しかも立場による格差も大きく（すなわち、過去の所有者は、象徴的な賠償にとどまるのに対し、現在の所有者は市場価値の賠償が得られる）、黒人側の要望としては、その三分の二は、土地返還を求めていて、要望と現実との間のギャップも大きいことも示された。

アツアヘネ教授の近著は、その南アフリカの補償状況の実証的分析も貴重だが、『尊厳収用』及び『尊厳回復』を分析軸として、様々な世界的な歴史的不正義について、再考するという理論的意義も提示する。例えば、ルワンダのツチ族・フツ族間の悲劇、イラクにおけるクルド人の悲劇、イスラエルにおけるベドウィン族の問題、原住アメリカ人の財産奪取について、そしてわが国ではアイヌ民族の北海道征服に関する回復方法についても示唆を与えるものである。



三．他方で、ウォーターハウス報告は、補償理論として、かねてその基礎理論につき、しばしば正義論として言われる「分配的正義」（distributive justice）や「応報的正義」（retributive justice）よりも、「矯正的正義」（rectificatory justice）に注目して、被害者の観点を重視し、その尊厳、人間性の承認・回復にも留意すべきだとし、こうした観点から、ホロコースト補償が最も包括的で、南アフリカ共和国や南アメリカ（アルゼンチンなど）の補償も制度的になされて被害者志向的に相当のところまで行っていると評価し、他方で、慰安婦補償ないし原住アメリカ人に対する補償状況は、被害者への配慮は低いという意味で《悪い》（奴隷補償に至ってはそもそも成果の結実度は低く、その可否について意見が分断している状況だ）としていた（参考文献参照）。

それを踏まえて、世界的に補償状況につきばらつきが出ることの背景説明として、集団相互の関係分析に関する《社会的支配理論》（theory of social dominance）（そこでは、年齢、性、国籍、人種・民族、階級、財産、宗教などが指標とされる）を応用しようとするアイデアについて検討することに、法学会での報告の主眼は置かれた。

すなわち、「社会ヒエラルキー促進・補強的イデオロギー」（social hierarchy-enhancing ideology）（雇用、住宅、市場、医療、教育における差別実践）と「社会ヒエラルキー抑制的なイデオロギー」（social hierarchy-attenuating ideology）（人権思想、補償運動、アファーマティブ・アクション、人種的プライドの増進、フェミニズム・批判人種法学など）との闘ぎあいにより、例えば、一方でホロコースト補償の先進性、他方で、奴隷補償の遅れ、先住民族補償の遅れなどの各地の補償状況の偏差が説明できるとされる。

四．質疑では、例えば、ウォーターハウス報告については、そのような記述的な説明からどのような規範的な指針が出てくるのか、特にわが国のコンテクストとの関係で、例えばアイヌ補償の立ち遅れについて、どのように対処していったらよいかという処方箋が尋ねられた。それについては、奴隷制補償・アフリカ系アメリカ人の補償も同様だが、そうした差別を受けている集団の構成員の尊重、集団的価値を高めるような動員が必要だろう。またアイヌ民族の組織の強化が必要だろうという回答であった。

なお、両教授の報告は、韓国の済州大学でも行われた（一〇月二日三時半から）が、韓国のコンテクストの下で、議論がなされた。例えば、慰安婦問題については、日本の支配的階級、そして韓国のそれも抑圧的影響力を行使する状況については、特に日本においては、被害者状況に敏感な有力者の言説ないし教育により、若者の歴史認識を刷新していくことの意義が説かれた。また済州島の悲劇に関するアメリカの責任問題の追及ないし米韓の関係和解に関しては、未だこの歴史的不正義に関する認識刷新、意識喚起の段階だとのことであった。また謝罪の意義についても議論され、被害者の尊厳回復に留意したものでなければいけないことも強調



された（この点で、例えば、アジア女性基金を運営された大沼保昭教授が、例えば、基金授受行為により首相は道義的責任を認めているとして同基金を正当化されていて（「歴史認識」とは何か（中公新書）（中央公論、二〇一五）一三九頁参照）、お詫びの前提ないしその質を問題にされない（例えば、安倍首相は、国会討議で、慰安婦を公娼類似のような言い方をすることが慰安婦ハルモニをどれだけ傷つけるかという被害者サイドへの配慮は弱いように思われる）のはいかがなものであろうか（もっとも同教授個人としては、こうした被害者への配慮を示すが（同書一五八－一五九頁）、そうした配慮がない者と妥協してアジア女性基金制度を作り上げたことに、その失敗原因があるように思われる）。

五．両教授とは、学内でこのような有益な討論がなされたが、さらに、札幌では、北海道アイヌ協会本部での面談、またソウルでは、挺対協での関係者との面談、済州島では、四・三事件平和財団での面談もなされて、国際的連携の方途、研究者の役割なども含めて、幅広く議論がなされた。こうした新進気鋭の補償法学の中堅トップランナーの今回の東アジア訪問は、招聘された両人にとっても大変感銘深かったようで、北大法学部のグローバルな活動の幅広さについて好印象を与えて、トップコラボ研究会を行った意義は十二分に感ぜられた。

（文責　吉田邦彦）



北海道アイヌ協会本部にて